

水質汚濁防止関係法令のしおり (事業者向け)

大阪府環境農林水産部
環境管理室事業所指導課

- この「水質汚濁防止関係法令のしおり（事業者向け）」は、瀬戸内海環境保全特別措置法・水質汚濁防止法・大阪府生活環境の保全等に関する条例に係る規制について、概要をとりまとめたものです。

目次

I 公共用水域及び地下水の水質汚濁防止に関する規制の概要.....	1
1. 水質汚濁防止法（水濁法）（昭和 45 年法律第 138 号）.....	1
2. 瀬戸内海環境保全特別措置法（内海法）（昭和 48 年法律第 110 号）.....	2
3. 大阪府生活環境の保全等に関する条例（府条例）（平成 6 年大阪府条例第 6 号）.....	2
II 許可・届出制度.....	3
1. 水濁法の届出.....	4
2. 内海法の許可・届出.....	5
3. 府条例の届出.....	8
4. 申請・届出に関する相談窓口と提出部数.....	9
5. 有害物質使用特定施設の使用廃止時の手続き.....	11
III 排水規制と測定義務.....	12
1. 濃度規制.....	12
2. 総量規制.....	13
IV 有害物質を取り扱う工場・事業場等の規制.....	14
1. 地下浸透規制.....	14
2. 有害物質使用特定施設等の構造規制.....	14
V その他の事業者の責務.....	15
1. 事故時の措置（水濁法第 14 条の 2、府条例第 64 条）.....	15
2. 事業者の責務（水濁法第 14 条の 4）.....	15
3. 無過失責任（水濁法第 19 条）.....	16
VI その他の関係法令（水質）.....	16

<資料編>

1 用語集.....	資 1
2 特定施設等一覧(水濁法).....	資 2
3 届出施設一覧(府条例).....	資 9
4 水質基準対象施設一覧(ダイオキシン法).....	資10
5 有害物質、生活環境項目、指定物質、油.....	資11
6 排水基準.....	資12
7 設置・構造等変更に係る届出書（申請書）の記載要領.....	資29
8 有害物質使用特定施設等の構造等規制(リーフレット).....	資79
9 有害物質使用特定施設の使用廃止時の手続き.....	資81
10 市町村の環境公害担当部署一覧.....	資83
11 異常水質発生時の各市町村の連絡先.....	資84
12 罰則一覧.....	資85

I 公共用水域及び地下水の水質汚濁防止に関する規制の概要

大阪府における工場・事業場を対象とした公共用水域及び地下水の水質汚濁防止に関する規制には、主に「水質汚濁防止法」、「瀬戸内海環境保全特別措置法」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」があります。

1. 水質汚濁防止法（水濁法）（昭和 45 年法律第 138 号）

水濁法は、工場・事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透の規制、生活排水対策の実施の推進等により、公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、工場等から排出される汚水・廃液に関して人の健康被害が生じた場合の損害賠償責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的としています。（第 1 条）

■届出

特定施設等（資料編 P.2 参照）の設置や構造等の変更を行う場合は、工事に着手する **61 日以上前**に届出しなければなりません。

- ・届出書が受理された日から **60 日以上**を経過しないと工事に着手できません。
- ・各基準に適合しない場合、計画の変更（廃止を含む。）を命じられる場合があります。

■排水規制

○濃度規制

排水基準には、水濁法で定める全国一律の排水基準と都道府県が条例で定める排水基準があり、両方を遵守することが必要です。

大阪府では上乘せ排水基準を定めています。

○総量規制

日平均排水量が **50m³**以上の指定地域内の特定事業場には濃度規制だけでなく総量規制も適用されます。

大阪府は、全域が指定地域となっています。

（項目：COD、窒素、りん）

■有害物質使用特定施設等の構造規制

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置者は、以下を行わなければなりません。

- ・構造等に関する基準の遵守
- ・定期点検の実施、結果の記録、保存

■事故時の措置

- ・事故における有害物質、指定物質、油を含む水の流出、地下浸透に係る応急措置の実施

■事業者の責務

事業活動に伴う汚水、廃液の公共用水域への排出、地下への浸透状況の把握、汚濁防止のために必要な措置の実施

■損害賠償

無過失責任等

2. 瀬戸内海環境保全特別措置法（内海法）（昭和 48 年法律第 110 号）

内海法は、瀬戸内海の環境保全に係る施策推進のために必要な事項を定めるとともに、特定施設の規制、富栄養化による被害発生の防止、自然海浜の保全等に関する措置等により、瀬戸内海の環境保全を図ることを目的としています。（第 1 条）

水濁法及びダイオキシン類対策特別措置法（ダイオキシン法）で定める特定施設を設置し、日最大排水量が合計 **50 m³** 以上である事業場は、内海法の対象となり水濁法に代えて本法の手続きが必要になります。

■許可申請

特定施設（水濁法、ダイオキシン法に規定する特定施設）を設置等する場合は許可が必要です。

許可された後でないといと工事に着手できません。

※環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面の添付が必要となる場合があります。

※「みなし指定地域特定施設（処理対象人員が **201** 人以上 **500** 人以下のし尿浄化槽）」は、水濁法の届出が必要です。

■届出

内海法対象事業場で軽微な変更を行う場合等は、許可申請ではなく届出が必要です。

3. 大阪府生活環境の保全等に関する条例（府条例）（平成 6 年大阪府条例第 6 号）

水濁法の特定施設に該当しない施設の一部を届出施設とし、届出義務等を定めています。

■届出

届出施設（資料編 P.9 参照）を設置等する場合は、工事に着手する 61 日以上前に届出しなければなりません。

- ・届出書が受理された日から **60** 日以上を経過しないと工事に着手できません。
- ・各基準に適合しない場合、計画の変更（廃止を含む。）を命じられる場合があります。

■排水規制

○濃度規制

届出施設についても水濁法及び大阪府上乗せ条例に準じた基準を定めています。

また、水濁法で定める項目のほかに「色又は臭気」について基準を設定しています。

■事故時の措置

事故における汚水又は廃液の排出、有害物質を含む水の地下浸透に係る応急措置の実施

■事業者の責務

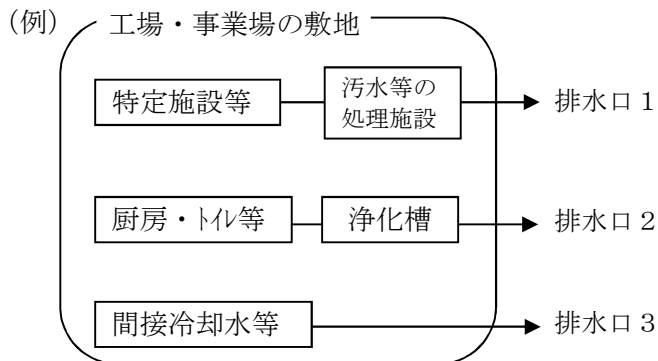
事業活動に伴って生じる汚水の処理等公害防止のために必要な措置の実施

II 許可・届出制度

工場又は事業場において、下表の施設を設置・構造変更しようとする際には、施設の種類・事業場の規模に応じて届出又は許可申請が必要です。

施設の種類	事業場等からの水の（雨水を含む。）排出先	事業場等からの日最大排水量※ ¹	設置時の手続き
特定施設 （有害物質使用特定施設を含む。）	公共用水域	50m ³ 未満	水濁法第5条第1項（届出）
		50m ³ 以上	内海法第5条（許可申請）
指定地域特定施設 （みなし指定地域特定施設）	地下浸透	排水量は問わない	水濁法第5条第1項（届出）※ ²
有害物質使用特定施設 （上記を除く。）			水濁法第5条第2項（届出）
有害物質貯蔵指定施設	上記以外（排出なしの場合も含む。）	排水量は問わない （排出なしの場合も含む。）	水濁法第5条第3項（届出）
	排出先は問わない （排出なしの場合も含む。）		水濁法第5条第3項（届出）
届出施設	公共用水域		府条例第52条（届出）

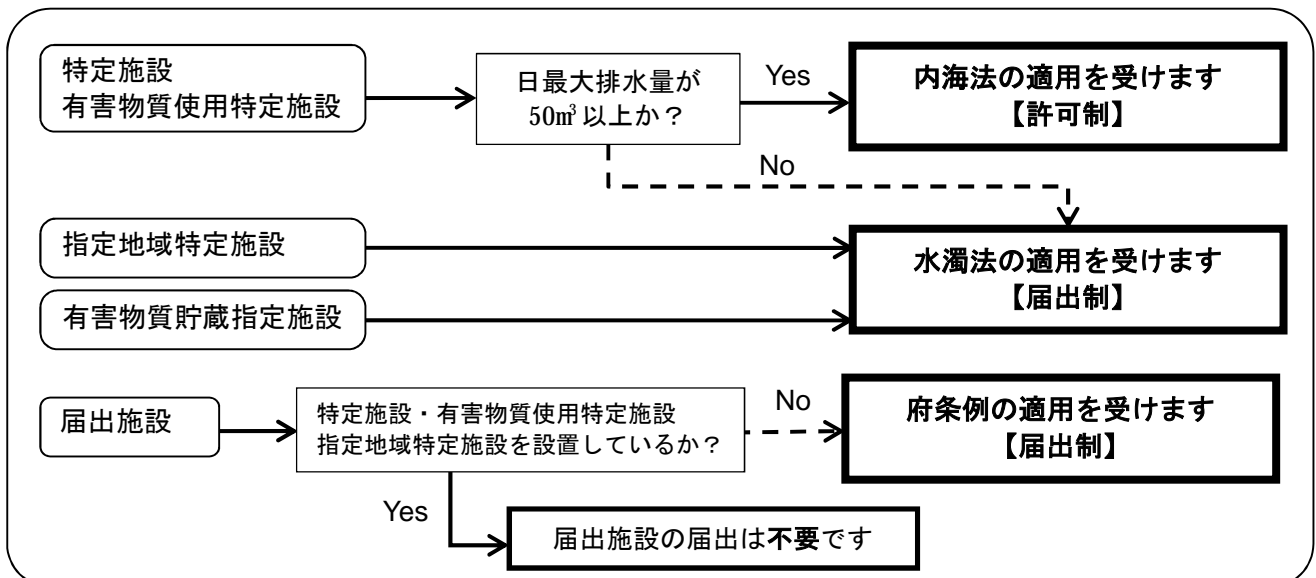
※1 工場・事業場の敷地から公共用水域へ排出される全ての水の合計量で判断します。ただし、排水量を算出する際、雨水の量は算入しません。



全ての排水口（1～3）から出る水の合計量が最大 50m³/日以上ですか？

※2 内海法の特定施設を併設し、かつ事業場等の日最大排水量が 50m³ 以上の場合は、内海法に基づく手続きも併せて必要

<参考>適用法令の確認



1. 水濁法の届出

水濁法で定める特定施設等（⇒資料編P.2 参照）を設置する特定事業場であり、日最大排水量が50m³未満の事業場は、水濁法に基づく届出が必要です。
 ※下水道に接続している場合は下水道法、浄化槽を設置している場合は浄化槽法及び建築基準法の手続きが必要となる場合がありますので、別途担当部署にお問い合わせください。

こんなときは	いつまでに	この届出を行ってください	様式	添付図面等	罰則（届出をせず又は虚偽の届出をした者）
特定施設（有害物質使用特定施設を含む） 指定地域特定施設 有害物質貯蔵指定施設 （以下、「特定施設等」という）	設置しようとする 61日以上前	設置届出 【第5条第1項又は第3項】	様式第1	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺見取り図 ・特定施設等の配置図 （汚水等の導水経路を含む） ・操業系統図（用水及び排水の系統を含む） ・施設の構造概要図 など （⇒資料編P.29参照） 	3月以下の懲役 又は30万円以下の罰金
届出に係る特定施設等の構造、設備、使用方法、汚水等の処理の方法、排水系統別を含む排出水の汚染状態及び量を 変更 しようとするとき	変更しようとする 61日以上前	構造等変更届出 【第7条】			
法改正によって特定施設等が追加されたときに、現にその施設を設置しているとき （工事中を含む）	特定施設等となった日から 30日以内	使用届出 【第6条第1項又は第2項】			
届出に係る氏名又は名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名、工場又は事業場の名称及び所在地に 変更 があったとき	変更した日から 30日以内	氏名等変更届出 【第10条】	大阪府では環境関係法令で共通化した様式を定めています。	—	30万円以下の罰金
届出に係る特定施設等（の使用）を 廃止 したとき	廃止した日から 30日以内	使用廃止届出 【第10条】	様式第6	—	
届出に係る特定施設等を 承継 （譲り受け・借り受け・相続・合併等）したとき	承継があった日から 30日以内	承継届出 【第11条第3項】	大阪府では環境関係法令で共通化した様式を定めています。	・特定施設等の配置図	
工場・事業場が総量規制基準が適用される日平均排水量50m ³ 以上の工場・事業場（「指定地域内事業場」という）となる時及び測定手法を変更するとき	あらかじめ	汚濁負荷量測定手法届出 【第14条第3項】	様式第10	<ul style="list-style-type: none"> ・用水及び排水の系統図 ・試料の採取及び計測並びに水量の計測場所を表す配置図 	10万円以下の過料

（注意）

- ・汚水等を地下に浸透させる場合の届出については、相談窓口にお問い合わせください。
- ・特定施設等の設置又は構造等の変更は、届出書の記載要件が満たされ、受理された日から**60日**を経過した後でなければ工事に着手できません。ただし、届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、願い出により実施制限の期間を短縮することができます。（⇒資料編P.78参照）

2. 内海法の許可・届出

内海法の特定施設（水濁法、ダイオキシン法に規定する特定施設（⇒資料編 P.2 及び P.10 参照））を有し、日最大排水量が 50m³ 以上の特定事業場は、内海法に基づく手続きが必要です。

※有害物質貯蔵指定施設・みなし指定地域特定施設の設置・変更、有害物質使用特定施設に係る汚水等を地下浸透させる場合は、水濁法に基づく手続きが必要です。

※下水道に接続している場合は下水道法、浄化槽を設置している場合は浄化槽法及び建築基準法の手続きが必要となる場合がありますので、別途担当部署にお問い合わせください。

こんなときは	いつまでに	この申請・届出を行ってください	様式	添付図面等	罰則
特定施設（有害物質使用特定施設を含む。以下同じ。）を 設置 しようとするとき	設置前	設置許可申請 【第5条第1項】	様式第1 +事前評価書	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺見取り図 ・特定施設等の配置図 (汚水等の導水経路を含む) ・操業系統図 (用水及び排水の系統を含む) ・施設の構造概要図 など (⇒資料編P.29参照)	許可を受けずに設置又は変更した者 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
許可に係る特定施設の構造、使用方法、汚水等の処理の方法、排水系統別を含む排出水の量等を 変更 しようとするとき	変更前	構造等変更許可申請 【第8条第1項】	様式第1 +事前評価書		
法改正によって特定施設が追加されたときに、現にその施設を設置しているとき (工事中を含む)	特定施設となった日から 30日以内	使用届出 【第7条第2項】	様式第2	(⇒資料編P.29参照)	届出をせず又は虚偽の届出をした者 10万円以下の罰金
上記構造等変更項目のうち、参考となるべき事項（軽微なもの）を 変更 するとき	変更した日から 30日以内	構造等変更届出 【第8条第4項】			
許可に係る排出水の 汚染状態 （排水系統別の汚染状態を含む）、用水及び排水の系統、有害物質使用特定施設の設備に 変更 があったとき	変更した日から 30日以内	排出水の汚染状態等変更届出 【第9条】			
許可に係る氏名又は名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名、工場又は事業場の名称及び所在地に 変更 があったとき	変更した日から 30日以内	氏名等変更届出 【第9条】	大阪府では環境関係法令で共通化した様式を定めています。	—	届出をせず又は虚偽の届出をした者 10万円以下の過料
許可に係る特定施設（の使用）を 廃止 したとき	廃止した日から 30日以内	使用廃止届出 【第9条】	様式第7	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設等の配置図 	
許可に係る特定施設を 承継 （譲り受け・借り受け・相続・合併等）したとき	承継があった日から 30日以内	承継届出 【第10条第3項】	大阪府では環境関係法令で共通化した様式を定めています。		

(注意)

- ・特定施設の設置又は構造等の変更の許可に必要な手続きの期間（標準処理期間）は、申請書及び事前評価書の記載事項が満たされた段階から**3か月程度**です。許可された後でなければ設置や変更の工事に着手できません。
- ・内海法対象の工場又は事業場においても、総量規制基準が適用される日平均排水量50m³以上の工場・事業場（「指定地域内事業場」という）に新たになるとき及び測定手法を変更するときは、水濁法に基づき、汚濁負荷量測定手法の届出が必要です。

<施設の設置・変更に伴う許可申請・届出の区分について>

施設を設置・変更する際は、内容に応じて手続きが異なりますのでご注意ください。

(1) 設置許可申請<第5条第1項>

許可申請の内容(例)	必要な手続き
日最大排水量が 50 m³ 以上の事業場で、新たに特定施設を設置するとき	特定施設設置許可申請
特定施設を設置することにより、新たに事業場からの日最大排水量が 50 m³ 以上となる場合	特定施設設置許可申請 (既存を含め、全施設の許可申請が必要)
水量の増加により、新たに事業場からの日最大排水量が 50 m³ 以上となる場合(特定施設以外からの水量増加によるものも含む)	
特定施設を設置する事業場において、指定地域特定施設を設置することにより、日最大排水量が 50 m³ 以上となるとき	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設設置許可申請(指定地域特定施設以外の施設について) ・指定地域特定施設の設置届出(水濁法)

※ 既存の施設の用途変更や使用原材料の変更によって、新たに特定施設に該当するようになる場合や特定施設の分類番号が変わる時は、設置許可申請が必要です。

※ 既設の事業場で、特定施設の設置に伴い、汚水処理施設や排出水量などが変わる場合には、設置許可申請だけでなく変更許可申請が必要です。

※ 既存の特定施設の更新(入替)は、設置・廃止の手続きが必要です。

※ 以下の特定施設は、内海法の規定に基づき設置の許可を要しません。水濁法の手続きを行ってください。

- ・下水道終末処理施設
- ・地方公共団体が設置するし尿処理施設
- ・地方公共団体が設置する廃油処理施設及び廃油処理事業の用に供する廃油処理施設

(2) 変更許可申請・届出の対象

1) 変更許可申請対象<第8条第1項>

変更箇所	変更しようとする事項
特定施設	<ul style="list-style-type: none"> ・型式、構造、主要寸法、能力、配置、設置場所 ・操業系統、使用時間、季節的変動など ・汚水量、水質
汚水処理施設 (みなし指定地域特定施設を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所、種類、型式、構造、主要寸法、能力、処理方式、処理系統、 ・特定施設から処理施設までの集水・導水方法 ・使用時間、季節的変動など ・中和、凝集等に使用する薬品の種類、量など ・処理水量、水質(処理前、処理後)、残さの種類、量、処分方法など
排水口、排水系統	<ul style="list-style-type: none"> ・各排水口からの排出水量(水量の減少を含む。) ・各排水系統の水量、排水経路 ・排水口の位置、数、放流先(下水道への接続も変更許可が必要)

※ 日最大排水量を **50 m³** 未満に変更する場合は、内海法第8条の変更許可申請手続きが必要です。なお、水濁法の手続きは不要です。変更後は水濁法対象事業場となります。

2) 変更届出対象

<第8条第4項> 次のいずれかを変更したとき

- ① 様式第1の別紙1～3までの「その他参考となるべき事項」の欄に記載した事項(有害物質使用特定施設の床面及び周囲を変更した場合も該当)
- ② 様式第1の別紙4、5の「その他参考となるべき事項」の欄に記載した事項(排出水の量(排水系統別の水量を含む。)に係るものに限る。)

<第9条> 次のいずれかを変更したとき

- ① 用水及び排水の系統などで、許可に係る排出水の汚染状態(排水系統別の汚染状態を含む。)のみに変更があった場合
- ② 有害物質使用特定施設の設備に変更があった場合

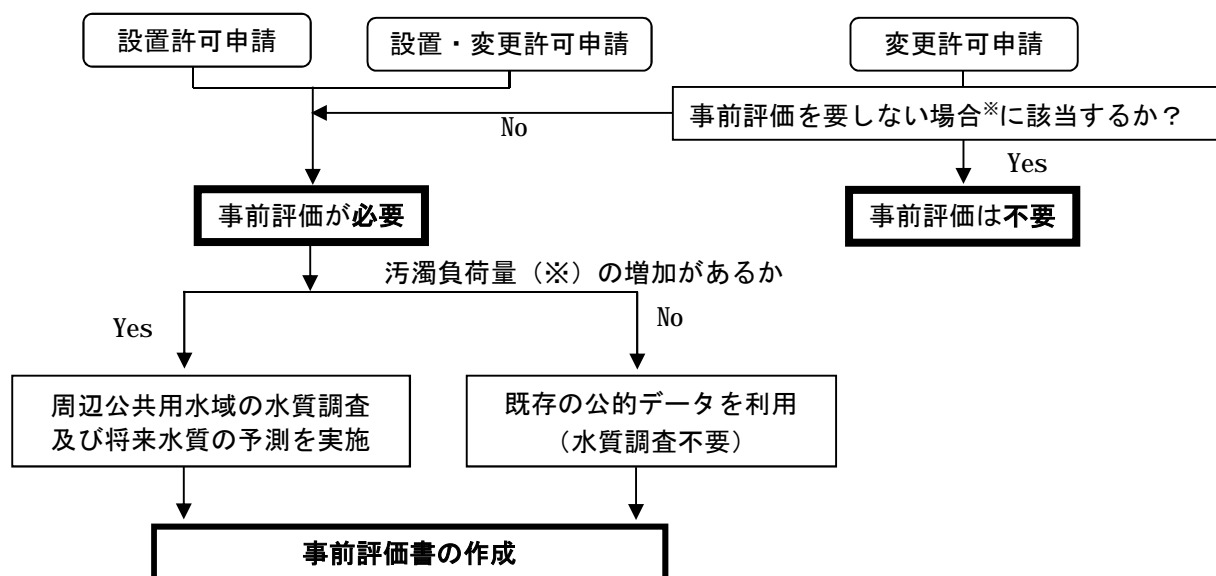
<事前評価書について>

事業者は、特定施設を設置したり、汚濁負荷量が増加するような許可申請を行おうとするとき等は、許可申請時に事前評価書の添付が必要です。事前評価書は知事が3週間公衆に縦覧します。

1) 事前評価の要・不要

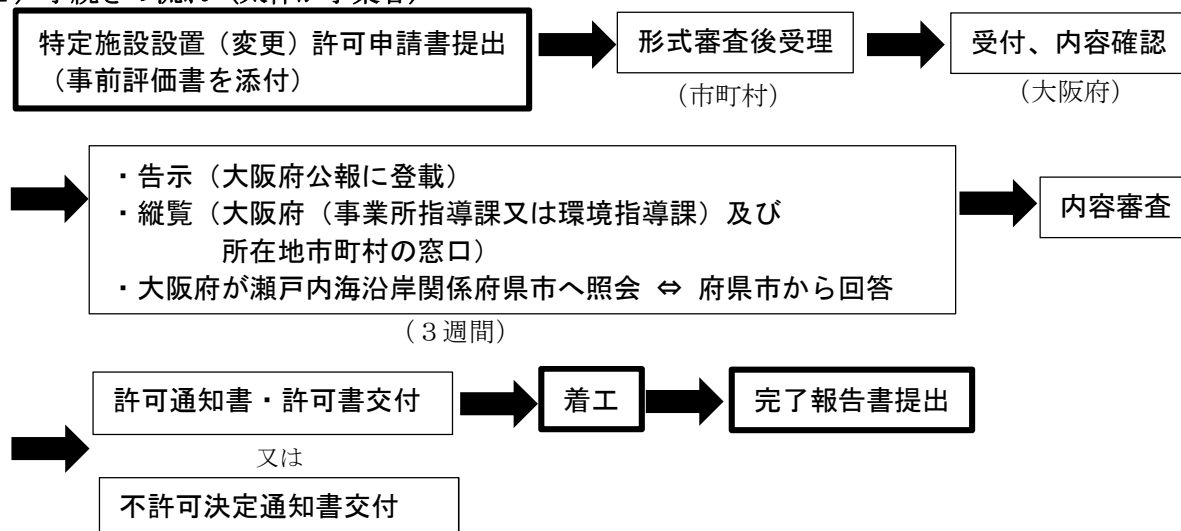
事前評価を要するか否かについては以下のとおりです。

※詳しくは相談窓口にご相談ください。



※事前評価を要しない場合の判断や将来水質の予測が必要になる汚濁負荷量の増加の判断については、「3) 事前評価書の作成方法」に記載のしおりをご確認ください。

2) 手続きの流れ (太枠が事業者)



3) 事前評価書の作成方法

「瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく「事前評価に関する書面」作成のしおり」を参照してください。

http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshohido/mizu/mizu_todokede.html

3. 府条例の届出

条例施行規則別表第10に定める届出施設（⇒資料編P.9参照）に係る手続きは以下のとおりです。

こんなときは	いつまでに	この届出を行ってください	様式	添付図面等	罰則（届出をせず又は虚偽の届出をした者）
届出施設を 設置 しようとするとき	設置しようとする 61日以上前	設置届出 【第52条】	様式第9	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺見取り図 ・届出施設等の配置図 (汚水等の導水経路を含む) ・操業系統図 (用水及び排水の系統を含む) ・届出施設の構造概要図 など 	3月以下の懲役 又は20万円以下の罰金
届出施設の構造、使用方法、汚水等の処理の方法、排水系統別を含む排出水の量等を 変更 しようとするとき	変更しようとする 61日以上前	構造等変更届出 【第54条】	様式第11		
条例規則改正によって届出施設が追加されたときに、現にその施設を設置しているとき等（工事中を含む）	届出施設となった日から30日以内	使用届出 【第53条】	様式第10	(⇒資料編P.29参照)	3月以下の懲役 又は10万円以下の罰金
届出に係る氏名又は名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名、工場又は事業場の名称及び所在地に 変更 があったとき	変更した日から30日以内	氏名等変更届出 【第57条】	大阪府では環境関係法令で共通化した様式を定めています。	—	
届出施設（の使用）を 廃止 したとき	廃止した日から30日以内	使用廃止届出 【第57条】	様式第13		—
届出施設を 承継 （譲り受け・借り受け・相続・合併等）したとき	承継があった日から30日以内	承継届出 【第58条第3項】	大阪府では環境関係法令で共通化した様式を定めています。	・届出施設等の配置図	

（注意）

- ・届出施設の設置又は構造等の変更は、届出書の記載要件が満たされ、受理された日から60日を経過した後でなければ工事に着手できません。ただし、届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、願い出により実施制限の期間を短縮することができます。（⇒資料編P.78参照）
- ・特定施設を設置している工場・事業場がその特定施設を全て廃止したときに、現に届出施設を設置しているとき（工事中を含む）も使用届出が必要です。

4. 申請・届出に関する相談窓口と提出部数

大阪府等では、申請・届出の事前相談を随時受け付けています。適用法令や所在地によって相談窓口が異なりますので、下表でお確かめください。

(1) 相談窓口、提出部数

平成31年4月1日現在

<内海法に基づく申請・届出の場合>

工場・事業場の所在地	相談窓口、提出部数、宛名	
下記以外の市町村	相談窓口	大阪府事業所指導課 TEL：06-6210-9585
	提出部数	3部（正本1部・副本2部）
	宛名	大阪府知事
高石市・泉大津市・忠岡町・和泉市・岸和田市・貝塚市・熊取町・泉佐野市・田尻町・泉南市・阪南市・岬町	相談窓口	大阪府泉州農と緑の総合事務所 環境指導課 TEL：072-437-2530
	提出部数	3部（正本1部・副本2部）
	宛名	大阪府泉州農と緑の総合事務所長
大阪市・堺市・豊中市・高槻市・東大阪市・枚方市・八尾市・寝屋川市	各市の環境・公害担当課にお問い合わせください。	

<水濁法・府条例に基づく届出の場合>

工場・事業場の所在地	相談窓口、提出部数、宛名	
摂津市・島本町・門真市・大東市・四條畷市・交野市・羽曳野市・藤井寺市・柏原市	相談窓口	大阪府事業所指導課 TEL：06-6210-9585
	提出部数	3部（正本1部・副本2部）
	宛名	大阪府知事
高石市・熊取町・田尻町・泉南市・岬町	相談窓口	大阪府泉州農と緑の総合事務所 環境指導課 TEL：072-437-2530
	提出部数	3部（正本1部・副本2部）
	宛名	大阪府泉州農と緑の総合事務所長
大阪市・堺市・豊中市・吹田市・茨木市・高槻市・守口市・寝屋川市・枚方市・東大阪市・八尾市・松原市・和泉市・岸和田市・貝塚市・阪南市・泉佐野市	各市町村の環境・公害担当課にお問い合わせください。	
池田市・箕面市・豊能町・能勢町	池田市の環境・公害担当課にお問い合わせください。	
河内長野市・富田林市・大阪狭山市・太子町・河南町・千早赤阪村	河内長野市の環境・公害担当課にお問い合わせください。	
泉大津市・忠岡町	泉大津市の環境・公害担当課にお問い合わせください。	

指定地域特定施設のみを設置する工場・事業場の相談窓口

- ・摂津市、島本町、門真市、大東市、四條畷市、交野市 → 茨木保健所 TEL：072-620-6706
- ・羽曳野市、藤井寺市、柏原市 → 藤井寺保健所 TEL：072-952-6165
- ・高石市、熊取町、田尻町、泉南市、岬町 → 泉佐野保健所 TEL：072-462-7982

(2) 提出先

提出先は、工場・事業場の所在地市町村の環境・公害担当課です。(⇒資料編 P.83 参照)

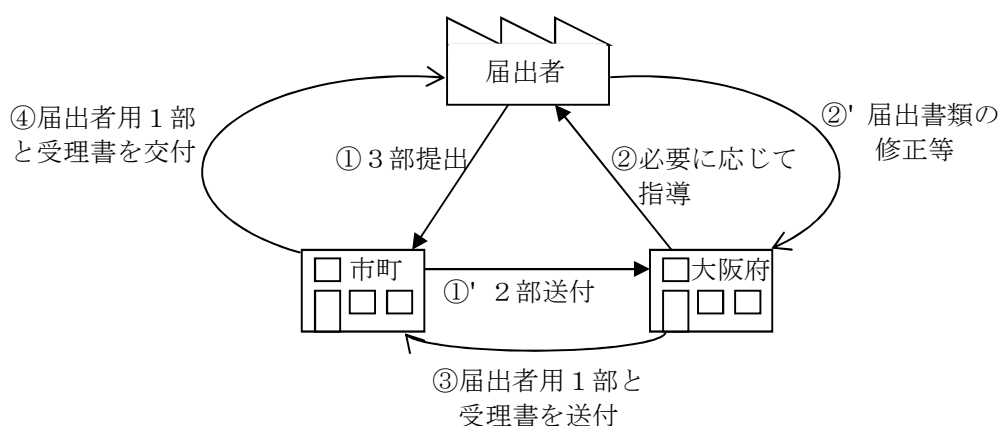
<書類の作成要領>

- ・届出・申請様式は、以下のホームページからダウンロードできます。
http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshohido/mizu/mizu_todokede.html
- ・届出者が法人である場合は、代表権を有する者（代表取締役等）が届出を行ってください。届出者が法人の場合は、代表者印（丸印）を押印してください。また、代理人が届出者となる場合は、委任状が必要です。
- ・届出書の記載内容及び記載例は、資料編 **P.29**「申請・届出の作成要領」を参照してください。

<参考>提出後の流れ

届出の場合（内海法・水濁法・府条例）

- ① 届出者は、届出書類を正本1部（大阪府用）・副本2部（市町用、届出者用）の計3部作成し、所在地市町の環境・公害担当課に提出してください。
- ② 届出書類を審査し、必要があれば指導を行います。
- ③ 届出者用副本1部と受理書を所在地市町の環境・公害担当課に送付します。（受理書は、法令に基づき設置届出及び構造等変更届出のときのみ発行します。）
- ④ 所在地市町の環境・公害担当課を経由して届出者用副本1部と受理書を届出者に交付します。届出者は、これらの書類を大切に保存してください。



許可申請の場合（内海法）

- ① 申請者は、申請書類を正本1部（大阪府用）・副本2部（市町村用、申請者用）の計3部作成し、所在地市町村の環境・公害担当課に提出してください。
- ② 申請書類を点検し、必要があれば指導を行います。
- ③ （事前評価が必要な場合のみ）事前評価書の概要を大阪府公報で告示するとともに、大阪府及び所在地市町村で**3週間の縦覧**を行います。
- ④ 申請書類の審査を行い、許可・不許可の判断を行い、申請者用副本1部と許可書を所在地市町村の環境・公害担当課に送付します。
- ⑤ 所在地市町村の環境・公害担当課を経由して申請者用副本1部と許可書を申請者に交付します。申請者は、これらの書類を大切に保存してください。

5. 有害物質使用特定施設の使用廃止時の手続き

有害物質使用特定施設を廃止した場合は、各法令に基づき廃止届出が必要です。

また、有害物質使用特定施設で有害物質の使用をやめる場合には、変更届出が必要です。

有害物質の使用を廃止した場合、工場・事業場の**土地所有者**、は土壤汚染状況調査を実施し、その結果を報告しなければなりません。

詳細な手続きについては、土壤汚染対策所管部署にお問い合わせください(⇒資料編P.81参照)。

Ⅲ 排水規制と測定義務

排水規制には、**濃度規制**、**総量規制**があり、基準の遵守義務のほか測定・報告義務等が定められています。

1. 濃度規制

1) 排水基準

排水水を排出する者は、排水基準に適合しない排水水を排出してはなりません（法第12条）。

排水水とは、特定事業場から公共用水域に排出される全ての水で、**雨水や冷却水等を含みます**。

また、排出口は、排水口の形態を備えているものに限らず、排水水を排出する全ての場所をいい、全ての排出口において排水基準に適合しなければなりません。

なお、排水基準には、水濁法で定める全国一律排水基準と、大阪府が条例で定める上乗せ排水基準があり（⇒資料編 P.12 参照）、両方を遵守することが必要です。

届出事業場にあつては、府条例により上記と同等の排水基準を定めています。

また、府条例により、大阪府独自の規制項目として、「色又は臭気」について基準を定めています。

2) 測定義務

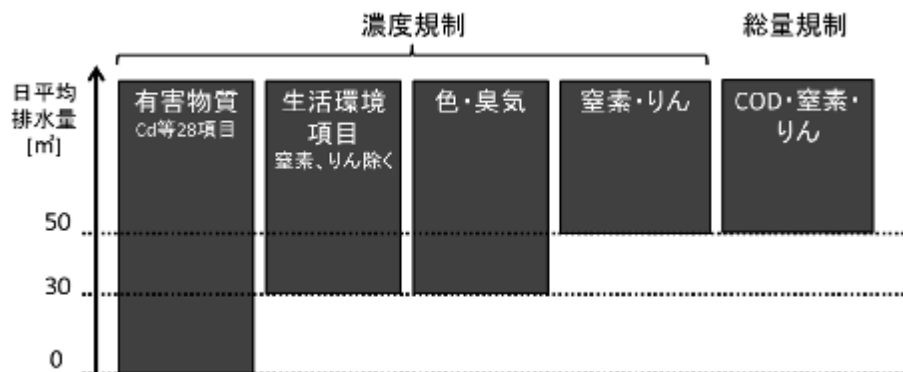
特定施設の設置者は、排水基準が適用される項目のうち、水濁法届出書又は内海法許可申請書別紙4に記載されているものについて、排水水を年1回以上測定*することが義務付けられています。

測定は、操業状態から汚染状態がもっとも悪いと推定される時期・時刻に実施して下さい。

計量証明書、チャート紙、試料採取記録など測定結果は3年間保管することが義務付けられています。保管されていない場合は罰則が適用されます。

*旅館業（温泉を利用するものに限る。）において、砒素、ほう素、ふっ素、水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量の測定の回数については、3年に1回以上

<参考>大阪府における排水基準の適用関係



2. 総量規制

総量規制制度は、濃度規制のみによっては環境基準の達成が困難な広域的な閉鎖性水域の水質保全を目的として昭和 53 年に導入されました。

規制の対象事業場は日平均排水量が 50 m³ 以上の特定事業場（指定地域内事業場）であり、対象項目は COD、窒素含有量、りん含有量です。平成 29 年 6 月に第 8 次の総量削減計画が策定され、新たな総量規制基準が適用されています。

1) 総量規制基準値（L 値）の算出

事業場から排出される汚濁負荷量の総量規制基準値（L）は、「特定排水」の量（Q）と、業種毎に知事が定める値（C）から算出します。

$L = C \times Q \times 10^{-3}$ <p>L：排出が許容される汚濁負荷量（単位：kg/日） C：業種毎に知事が定める COD、窒素含有量、りん含有量の値（単位：mg/L） Q：「特定排水」の量（単位：m³/日）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ COD $L_c = (C_{co} \cdot Q_{co} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$ ・ 窒素含有量 $L_n = (C_{no} \cdot Q_{no} + C_{ni} \cdot Q_{ni}) \times 10^{-3}$ ・ りん含有量 $L_p = (C_{po} \cdot Q_{po} + C_{pi} \cdot Q_{pi}) \times 10^{-3}$ </div>

C 値については、Q の時期区分ごとの水量に対応して業種毎に定められています。詳しくは相談窓口でお問合せください。

時期区分別水量	特定排水の呼称、（ ）内は対応する C の呼称		
	COD	窒素	りん
昭和 55 年 6 月 30 日以前の水量	Q _{co} (C _{co})		
昭和 55 年 7 月 1 日 ～平成 3 年 6 月 30 日に増加した水量	Q _{ci} (C _{ci})	Q _{no} (C _{no})	Q _{po} (C _{po})
平成 3 年 7 月 1 日 ～平成 14 年 9 月 30 日に増加した水量	Q _{cj} (C _{cj})		
平成 14 年 10 月 1 日以降に増加した水量		Q _{ni} (C _{ni})	Q _{pi} (C _{pi})

2) 測定・報告義務

指定地域内事業場は、特定排水の量、COD、窒素含有量及びりん含有量を下表の頻度で測定し、汚濁負荷量を算出し、その結果を記録しなければなりません（3年間保存）。

測定方法については、あらかじめ水質汚濁防止法第 14 条第 3 項に基づく「汚濁負荷量測定手法届出」が必要です。また、毎月 15 日までに前月の汚濁負荷量測定結果を P.9 の相談窓口へ報告してください。

事業場の日平均排水量	測定頻度
400m ³ 以上	排水の期間中毎日
200 m ³ 以上 400 m ³ 未満	7 日を超えない排水の期間ごとに 1 回以上
100 m ³ 以上 200 m ³ 未満	14 日を超えない排水の期間ごとに 1 回以上
50 m ³ 以上 100 m ³ 未満	30 日を超えない排水の期間ごとに 1 回以上

IV 有害物質を取り扱う工場・事業場等の規制

有害物質を取り扱う工場・事業場においては、作業ミスや施設の老朽化等による土壌・地下水汚染が懸念されることから、有害物質を取り扱う工場・事業場については、**地下浸透規制及び構造規制**が適用されます。

1. 地下浸透規制

有害物質使用特定事業場から水を排出する者は、環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水（有害物質が検出されるもの）を浸透させてはならないと定められています（水濁法第 12 条の 3）。

また、特定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、飲用等で人の健康に係る被害が生じ又は生じるおそれがあると認めるときは、被害を防止するために必要な限度において地下水の水質の浄化に係る措置命令の対象となることがあります。

なお、「被害を防止するために必要な限度」とは、地下水の利用等の状態に応じて定める地点（測定点）において浄化基準（複数の者が命令対象の場合は削減目標）を達成することを示します。

2. 有害物質使用特定施設等の構造規制

有害物質による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質の使用、貯蔵等を行う施設・設備や作業における漏えいを防止するとともに、漏えいが生じたとしても地下への浸透を防止し地下水の汚染に至ることのないよう、有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設を設置する者は、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準（構造等に関する基準）を遵守しなければなりません（水濁法第 12 条の 4）。

また、定期点検を実施し、その結果を記録・保存しなければなりません（水濁法第 14 条第 5 項）。

詳しくは資料編 P.79「有害物質使用特定施設の構造等規制（リーフレット）」を参照してください。

V その他の事業者の責務

1. 事故時の措置（水濁法第 14 条の 2、府条例第 64 条）

事故等が発生し、有害物質や油、指定物質を含む水が公共用水域に排出、あるいは地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときや、排出水の汚染状態が排水基準に適合しないおそれがあるときは、直ちに応急措置を講ずるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要を速やかに大阪府等に届け出なければなりません。

水濁法 第14条の2	第1項	特定事業場において、 特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水又は排水基準超過のおそれのある水が公共用水域に排出、または地下に浸透 したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるとき (例1)特定施設からふっ素を含む研磨排水が流出した事故 (例2)特定施設を設置する工場から未処理排水が流出した事故
	第2項	指定事業場において、 指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が公共用水域に排出、又は地下に浸透 したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるとき
	第3項	貯油施設等を設置する工場・事業場において、 貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が公共用水域に排出、又は地下に浸透 したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるとき (例)重油が流出した事故
府条例 第64条		届出事業場又は特定事業場において、 届出施設又は特定施設の破損その他の事故が発生し、汚水又は廃液が公共用水域に排出 されたことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるとき (例)届出事業場から洗剤が大量流出した事故
府条例 第80条		届出事業場において、 届出施設又は特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水が地下に浸透 したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるとき

<応急措置の例>

- ① 破損した施設への有害物質・油の供給の停止
- ② 場内に流出した有害物質・油の回収
- ③ 汚染した表土の除去
- ④ 土のう、オイルフェンス、吸着マットの敷設等による公共用水域への流出防止

<事故発生時の連絡先>

河川や水路などの公共用水域で、魚が大量に死んでいる、油が浮いている等の異常を見つけたら、**市役所や町村役場、土木事務所や消防署等に通報してください。**

大阪府内市役所、町村役場の連絡先については、資料編 P.84「異常水質発生時の連絡先」を参照してください。

<事故の報告内容>

連絡時には、以下の項目をお知らせいただきますよう、ご協力をお願いします。

- ・いつ（発見した時刻）
- ・どこで（発見した場所：地番や目印となる建物等）
- ・どのような（発見した内容：油が浮いている、魚が死んでいる、河川の水が白く濁っている等）
- ・どれくらい（油が浮いていた範囲、死んでいた魚の大きさや数等、わかる範囲で結構です）
- ・どなたが（差し支えない範囲で結構です。現地確認時に詳細な位置がわからない場合に連絡させていただけます）

2. 事業者の責務（水濁法第 14 条の 4）

全ての事業者は事業活動に伴い発生する汚水・廃液の公共用水域への排出又は地下浸透の状況を把握し、公共用水域又は地下水の水質の汚濁防止のために必要な措置を講じなければなりません。

3. 無過失責任（水濁法第 19 条）

事業活動に伴う有害物質含有の汚水・廃液の排出又は地下浸透により、人の生命又は身体を害したときは、事業者は過失がなくとも、これによって生じた損害の賠償責任を負わなければなりません。

VI その他の関係法令（水質）

（1）ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）

ダイオキシン法で定める特定施設（廃ガス洗浄施設等）を設置（変更）しようとする場合は届出・測定義務等の対象となります。

なお、瀬戸内海水域（大阪府は全域）に排出水を最大 50m^3 /日以上排出する場合は、内海法に基づく許可が必要です。

（2）特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和 46 年法律第 107 号）

製造業・電気供給業・ガス供給業・熱供給業であって、「汚水等排出施設」（同法施行令第 3 条第 1 項参照）を設置する日平均排水量が 1000m^3 以上の工場又は、汚水等排出施設のうち同法施行令別表 1 に規定する施設を設置し排出水を排出又は地下浸透させる工場は、公害防止管理者等の設置・届出が必要です。